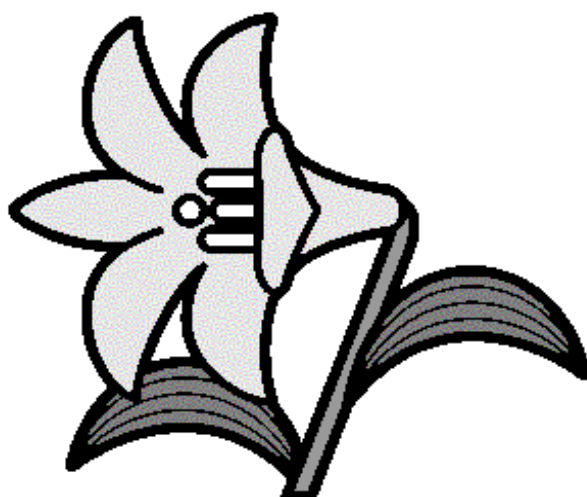


令和8年4月1日現在

令和8年度

# 三条市 中小企業 金融制度のしおり



市の花 ひめさゆり

発行：三条市経済部商工課

三条市の制度融資 (令和8年4月1日現在)

	制度名	融資対象	資金用途	融資限度額	期間
経営安定支援	中小企業振興資金	1年以上市内で同一事業を営む中小企業者	・運転 ・設備 ・借換 (借換は市制度融資からの借換に限る)	4,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (含据置1年以内)
	小規模企業者振興資金	1年以上市内で同一事業を営んでおり、使用従業員が20人以下である小規模事業者(ただし、小売業・卸売業・サービス業の場合は使用従業員が5人以下であること)		2,000万円	
	地方産業育成資金	市内に事業所または住所を有する中小企業者	・運転 ・設備	1,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (含据置6か月以内)
経営強化支援	経営力強化対策資金	6か月以上市内で同一事業を営んでおり、使用従業員が20人以下である小規模事業者(ただし、小売業・卸売業・サービス業の場合は使用従業員が5人以下、セーフティネット保証5号の認定を受けている場合は使用従業員が21人以上50人以下であること)	・運転 ・設備	4,000万円	10年以内 (含据置1年以内)
その他	企業設置等促進資金	以下のいずれかに該当する中小企業者、事業協同組合等 ・企業設置奨励条例に規定する指定を受けることが確実であること ・中小企業集団化奨励条例に規定する指定を受けていること	・設備 (左記条例に規定する対象固定資産)	1億2千万円	20年以内 (償還期間10年以内 含据置1年以内) (償還期間10年超含据置2年以内)

	制度名	利子補給の対象者	利子補給対象融資限度額	利子補給割合
創業支援	創業者支援資金利子補給制度	以下のすべてに該当する中小企業者 ・取扱金融機関が実施する創業者向け融資を受け、当該融資にかかる利子を支払っている方(ただし、利率が年0.9%以下の場合または創業支援資金が新潟県の実施する制度融資に基づくものである場合は交付対象外) ・市内で創業しようとする、または融資実行日が創業後1年を経過していない方 ・市内に住所または事業所を有すること	750万円以内	0.9%を超える部分の利率(上限2.0%)

借入れについての注意事項

- 1 融資の手続き及び償還方法について、各資金の融資要綱・規則に定めるもののほか、利用する金融機関と十分な打合せを行ってください。
- 2 設備の設置場所は三条市内に限ります。
- 3 納付期限の到来した市税を滞納している場合は利用できません。

融資制度HP



利 率	償還方法	担 保 ・ 保 証	信用保証料補助	取扱金融機関	受付 場 所	申請に必要な書類
償還期間5年以内 年1.65% 償還期間5年超 年1.85%	毎月 元金均等 分割 償還	原則として、 保証協会の保証付き その他取扱金融機関及び 保証協会の定めるところ	○ (下部参照)	市内 金融機関	市商工課 栄、下田SC	・中小企業振興資金融資申込書 2枚 ・委任状(※代理者が申請する場合)
		保証協会の 小口零細企業保証付き その他取扱金融機関の定 めるところ				・小規模企業者振興資金融資申込書 2枚 ・委任状(※代理者が申請する場合)
年2.10% (責任共有制度対 象外の保証付き) 年2.30% (責任共有制度対 象の保証付き) 年2.60% (保証無し)	取扱い金 融機関の 定めると ころ	取扱金融機関及び 保証協会の定めるところ	×	市内金融機関		<b>≪申込は市内取扱金融機関へ≫</b> ・地方産業育成資金借入申込書 ・その他金融機関が必要と認めた書類
償還期間5年以内 年1.65% 償還期間5年超 年1.85% (年1.0%の利子補 給あり)	毎月 元金均等 分割 償還	原則として、 保証協会の保証付き その他取扱金融機関及び 保証協会の定めるところ	○ (下部参照)	市内 金融機関	市商工課	・経営力強化対策資金融資申請書 2枚 ・事業計画書(ビジネスプラン、過去3年間の収支 状況と今後3年間程度の収支計画など) ・事業内容詳細(指定フォーマット) ・直近3期分の決算書 (固定資産台帳、税務申告書、減価償却計算書 を含む) ・設備資金の場合は見積書 ・運転資金の場合はその積算根拠 ・委任状(※代理者が申請する場合) <b>※融資内容の審査があります。審査結果            が出るまでに1か月程度かかります。</b>
		保証人は2名以上 組合にあつては全役員 その他取扱金融機関及び 保証協会の定めるところ				×

利子補給期間	償還方法	担 保 ・ 保 証	信用保証料補助	取扱金融機関	受付 場 所	申請に必要な書類
融資実行日から 3年間	取扱い 金融機関 の定めると ころ	取扱い金融機関の定めると ころ	—	創業向け 融資 を取扱う 金融機関 すべて	市商工課	・創業支援資金利子補給承認申請書(初回のみ) ・取扱金融機関との金銭消費貸借契約書 の写し(初回のみ) ・創業支援資金利子補給金交付申請書兼実績報告書 ・利子納付済証明書 ・取扱金融機関が発行する支払済額明細書の写し ・取扱金融機関に提出した創業計画書の写し ・許認可書等が必要な業種は、許認可書の写し

◎信用保証料の補助について

三条市では、信用保証付きで制度融資を受けた場合、下表の割合で保証料を借受人に代わって支払い、企業の負担軽減を図っています。

制度融資名	段階区分	リスク考慮型保証料率体系の段階区分									リスク 考慮型
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	
中小企業振興資金		54%	50%	45%	40%	30%	15%	0%	0%	0%	25%
小規模企業者振興資金		75%									
経営力強化対策資金 (多工程化枠)		100%									
経営力強化対策資金 (通常枠)		60%	58%	55%	52%	48%	38%	25%	10%	0%	45%

## お問合せ先

### 各種制度内容についてお問合せ

名 称	所 在 地	電 話 番 号 等
<b>三条市役所経済部商工課</b>	三条市旭町二丁目6番11号 三条市役所第二庁舎	TEL:0256-34-5610 FAX:0256-36-5111 MAIL:shokoka@city.sanjo.niigata.jp

制度融資申請先(栄・下田サービスセンターは、中小企業振興資金と小規模企業者振興資金のみ受付しています。)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三条市役所経済部商工課	三条市旭町二丁目6番11号 三条市役所第二庁舎	0256-34-5610
三条市役所栄サービスセンター総務グループ	三条市新堀1311番地 三条市役所栄庁舎	0256-45-4111
三条市役所下田サービスセンター総務グループ	三条市荻掘830番地1 三条市役所下田庁舎	0256-46-2511

### 三条市制度融資取扱金融機関

金 融 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	金 融 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号		
㈱第四北越銀行 三条支店	神明町1-1	34-4111	三条信用金庫本 店	旭町2-5-10	34-3311		
	三条東支店	神明町1-1		32-2221	中央支店	本町2-13-7	32-3111
	三条南支店	神明町1-1		34-4111	一ノ木戸支店	仲之町1-8	33-3541
	三条北支店	嘉坪川1-31-4		35-4411	四日町支店	四日町3-15	32-2151
	三条中央支店	旭町2-4-31		33-1711	古城町支店	元町12-15	32-2141
㈱大光銀行 三条支店	本町3-6-25	32-1111		東支店	一ノ門2-2-19	32-5481	
	東三条支店	一ノ門2-1-22		32-3211	島田支店	島田2-7-16	34-1561
新潟県信用組合 三条支店	本町4-4-48	33-2561		大崎支店	西大崎1-19-41	38-4401	
	三条東支店	東三条2-3-5		35-3155	塚野目支店	塚野目4-19-30	38-3151
はばたき信用組合 三条支店	興野3-11-12	34-2211		燕三条支店	燕市井土巻3-129	62-3101	
	三条南支店	西四日町4-15-29		35-2225	条南支店	桜木町31-8	32-1511
	下田支店	荻掘819-1	46-2323	保内支店	上保内乙321-1	38-4911	
	栄支店	東光寺3679	45-3151	月岡支店	月岡1-26-35	33-5270	
えちご中越 三条支店	興野3-10-8	36-5500	本成寺支店	南四日町4-7-46	36-6060		
農業協同組合 下田支店	荻掘810-4	46-2006	栄支店	福島新田丁1022-1	45-5121		
	いちい支店	福島新田丁629	45-4151	下田支店	荻掘1323-9	46-2522	

### その他関係機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(公財)にいがた産業創造機構	新潟市中央区万代島5番1号(万代島ビル9F)	025-246-0025(代)
新潟県信用保証協会本店	新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7階)	025-210-5131
新潟県信用保証協会県央支店	三条市須頃一丁目17番地(燕三条地産センター内)	0256-33-6661
新潟県産業労働部地域産業振興課	新潟市中央区新光町4-1(新潟県庁)	025-280-5240
三条商工会議所	三条市須頃一丁目20番地	0256-32-1311
三条市商工会 栄事務所	三条市新堀2290番地	0256-45-3405
三条市商工会 下田事務所	三条市笹岡360-1	0256-46-3073